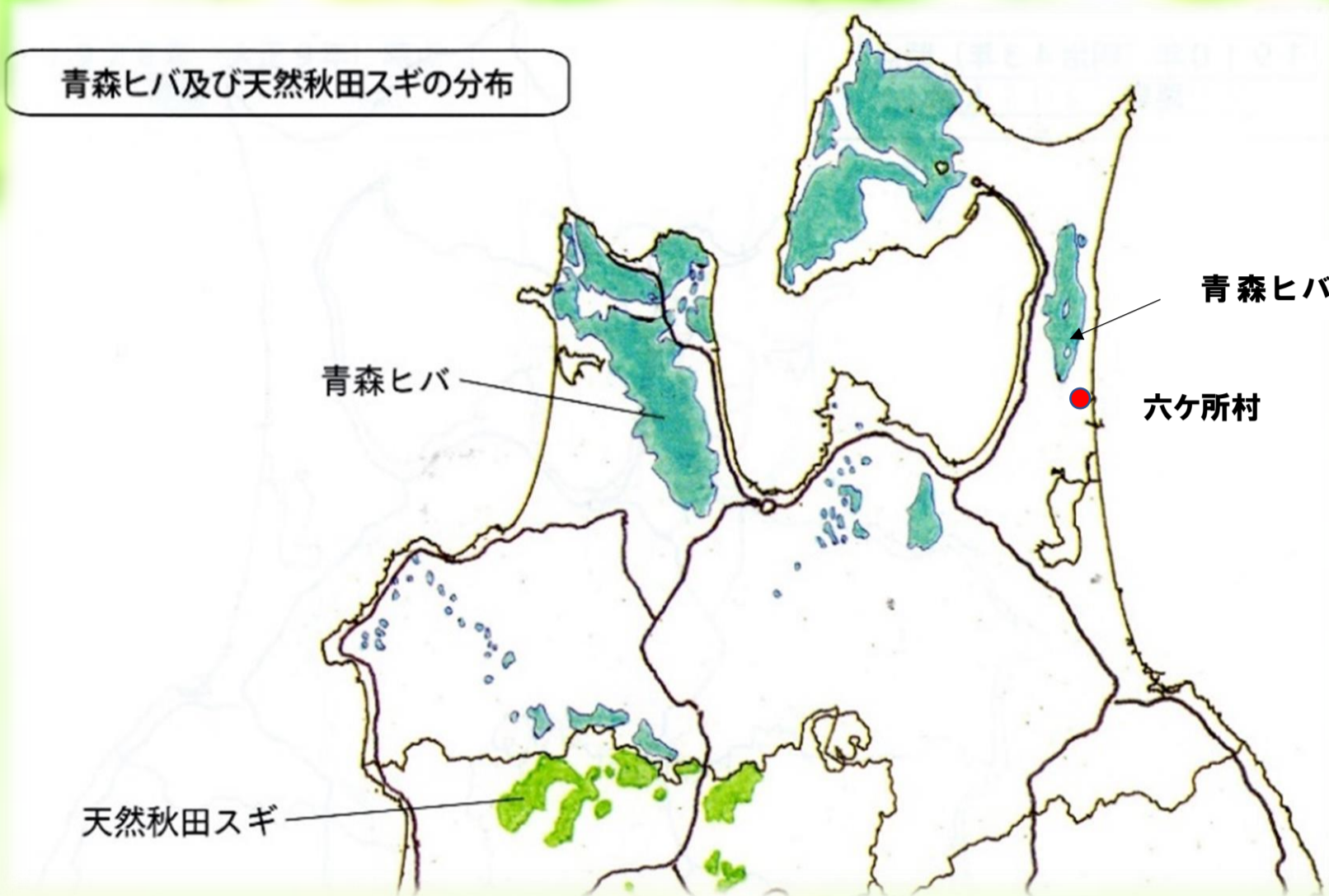


六ヶ所村にもあった青森ヒバの原生林



※ 東北森林管理局HPより引用

六ヶ所村の山岳部には、日本三大美林の一つ青森ヒバの原生林がありました。青森県に生育しているヒバを、「青森ヒバ」といい、「青森県の県木」です。1901年(明治34年)本多静六(日本で最初の林学博士)が、従来のアスナロと青森県のアスナロとの間に違いがあることを発見し、牧野富太郎がアスナロ属の中に、アスナロの一変種「ヒノキアスナロ」として命名しました。江戸時代には、南方系のアスナロは「上方檜かみ」と、北方系のヒノキアスナロは「檜」と区別されていました。



六ヶ所村の名産「青森ヒバ・檜の柁」

江戸時代から六ヶ所村泊の山々は、青森ヒバ(檜アスナロ)の美林が広がっていました。泊村では、名産の檜を薄く割り(長柁: 400×80)、瓦の代わりに家屋の屋根ふきに利用していました。

◎ 泊湊は、江戸時代柁材の積出港でもありました

泊村の檜柁の生産は、「古くから行われ、その売り先は、八戸以南の南部領への積み出しが多かった」ようです。(1977 村史 上巻Ⅱ P383)

事例1 「慶安2年(1649)8・15 閉伊郡宮古町の者28人、家作柁拾万枚を泊村にて買入れ、小船二艘にて運ぶ

泊浦、八戸、久慈、野田浦で通船改(船番所)、家老九左衛門、伊賀両判あり」
『雑書』より引用

事例2 「元禄8年(1695)9・30 泊村権七と申す者の船、陸奥守様御用材木を積み、今月22日泊湊出舟の所、難風に遭い、中略・閉伊宮古浦へ参り、改めて舟の破損繕い、まかり登り度しと申すに付、もつともにつき候間、左様任る様にと代官申され候由・下略・」 『八戸市市史料編』より引用

泊村からの積み出しは、柁類の他、柁角類も積み出され、直接江戸まで上がったことがわかります。泊山の木材市場としての価値と、泊村の材木商人、同船頭らの心意気も察せられます。屋根葺きの柁材は、昭和30年代まで、使われました。



現在の焼山漁港と月山



青森ヒバ(檜アスナロ)



ながまさ
長柁による屋根葺き

昭和初期、民有林開発が課題でした

1 青森県民有林開発の根本対策

青森県にとってあまりにも国有地が多く、民有林野の開発が課題でした。県議会で、しばしば議論されていました。

「本県民有林野開発の根本義 青森県農務課長 西岡太郎

森林県としての本県は、其林野面積は土地総面積の七割を占め、大部分は国有林野であり民有林は、僅かに台帳面積で十八万余町歩に過ぎない、即ち…。

御料林野 34,000町(約3千4百万m²)

国有林野 430,000町(約43億m²)

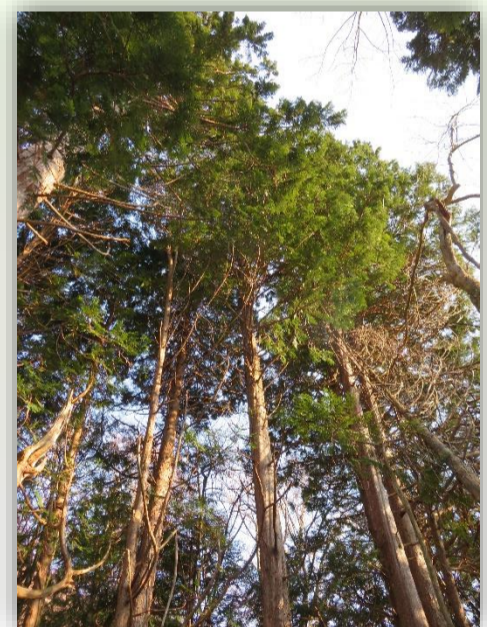
民有林野 180,000町(約18億m²)」

※1930年7月20日(昭和5年7月20日)「青森県山林会報 第八号」弘前市立図書館蔵

2 昭和6年 六ヶ所村の所有別面積と管理署 (村史 中巻 P582)

六ヶ所村にいたっては、民有地が18.5%しかなく、ほとんどが国有地でした。広大な国有地の利用開発が、大きな課題でした。

所有者	面積	割合(%)
御料地	9,077町2反	40.0
国有地	9,414町9反	41.5
民有地	4,196町2反	18.5
計	22,688町3反	100.0



二又林道のヒバ林

- ・明治10年(1877)御料地と国有地に分割。
- ・明治21年(1888)六ヶ所村に横浜小林区署設置。
- ・六ヶ所村の御料地管理は、帝室林野局東京支局野辺地出張所が行う。
- ・大正3年(1914)横浜小林区署、泊事務所と尾駁事務所を設置。
- ・大正13年営林署と改称。 ※1996年4月「村史中巻 第8節 林業と林野行政」より引用



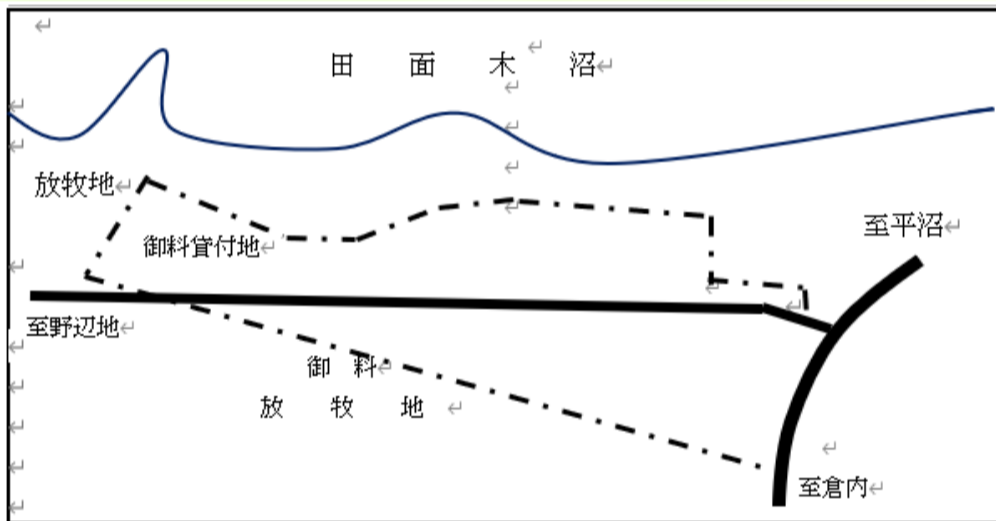
ぼんてん山遠景

御料地の払い下げと植林の変遷

1 二階坂の御料地放牧地貸付願いの手紙

大正時代に入ると、六ヶ所村でも御料地の払い下げが行われるようになりました。

大正 12 年 6 月 24 日付、差出人平沼村の橋本佐助さんが、野辺地小林区所の松岡森林主事宛の牛馬調査報告の手紙の写しが残されています。その写しからわかることは、ここ「六ヶ所村平沼字二階坂九二番」の面積は、32 町 1003 歩の御料放牧地で、病気の牛馬の保養地ほようちあに充てることを目的として貸付願いを出していたようです。当時、平沼村では、牛 124 頭、馬 62 頭が飼われていました。村人の名前が、たくさん記載きさいされているところを見ると、人々の願いが伝わってきます。



六ヶ所村平沼字二階坂九二番 32 町 1003 歩



二階坂放牧地の範囲



現在の平沼八森地区の草原の風景



現在の二階坂放牧地で、木が茂っているところが土塁跡

2 六ヶ所村植林の変遷について

六ヶ所村の南側の丘陵地きゅうりょうちは、旧帝室林野局の上北事業区で、大正時代までは放牧のための原野でした。大正 14 年から昭和 12 年までの間、同局野辺地出張所の手によってアカマツ・クロマツを中心とする臨時造林りんじぞうりんが行われ、その多くは、昭和後期(50 年代)に皆伐して樹種転換かいばつ じゅしゅてんかんされました。現在は、スギ 50 年生前後の造林地となった歴史がありました。

ぼんてん山山頂の2つの三角点

1 陸地測量部の三等三角点と御料局三角点

六ヶ所村のぼんてん山山頂には、2つの三角点の標石がある。陸地測量部の三等三角点と御料局三角点である。

※標石の3枚の写真は、出戸在住の川口進さんより提供



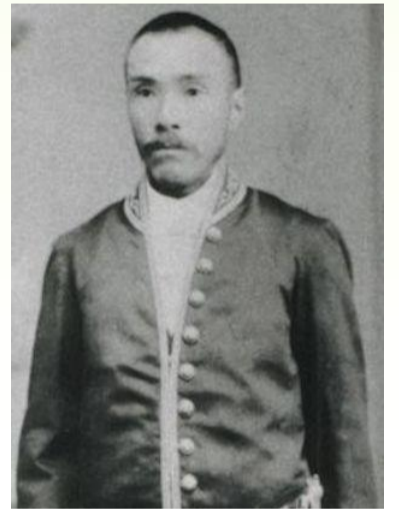
陸地測量部三角点

御料局三角点

2 陸地測量部三角点と御料局三角点について

明治22年(1889年)から宮内庁では御料地と民有地の^{きょうかい}境界を明らかにするための測量と大縮尺図の作成にあたる。参謀本部陸地測量部による青森県内最初の三角点設置は、明治30年(1897年)階上岳から始まっている。ぼんてん山の標石の設置はそれ以降と考えられる。

明治24年(1891年)初代御料局測量課長となった^{こうたりかつき}神足勝記は、明治31年頃(1898年)から六ヶ所村の調査に入り、32年にぼんてん山山頂に御料局三角点の標石を設置したようである。神足勝記は、江戸時代の伊能図以来、日本で最初の20万分の1地形図作成と日本全国磁力調査、山岳地における三角測量の実施と境界確定測量を行っている。



※写真:神足勝記 1854~1937
「地図測量人名事典」より引用

※2020年2月東奥日報記者珍田秀樹氏提供の調査資料参照



陸地測量部三角点は、「三等三角点」と刻印されている



標石の北面に「御料局三角点」と刻印されている

御料局三角点と林野行政の歴史

- 1874年(M7) 永久標識としての測量標柱の規格を定める内務省達が発せられる。
- 1876年(M9) 山林原野等官民区分により旧南部藩山野は「軒下まで国有林」となる。
- 1877年(M10) 官有林野は御料地と国有林に分割。
- 1884年(M17) 三角点の設置・管理は、内務省地理局から参謀本部陸地測量部に移管、戦後は国土地理院が行う。
- 1885年(M18) 御料局設置。
- 1888年(M21) 六ヶ所村に横浜小林区署設置。村の御料地は帝室林野局東京支局野辺地出張所が担当。
- 1889年(M22) 官林の一部が御料林となる。(第一類御料地と皇室財源になる第二類御料地)陸地測量部の一、二等三角点を基準とした三等以下の小三角網を設定し、測量する。
- 1894年(M27) 御料地測量規定施行。一辺 12~15cm、高さ約 75cmの角柱。上面に×の刻印。4/5を埋設。
- 1897年(M30) 青森県内で最初に階上岳に三角点が設置される。
- 1899年(M32) 森林法公布。国有土地森林原野払戻法発布。青森県 2,910 件訴願。
- 1902年(M42) 泊官営委託林組合が設置。
- 1908年(M41) 御料局が帝室林野管理局と改称。「御料局三角点」が「宮三角点」に変更。
- 1914年(T3) 横浜小林区署は、泊地区と尾駈地区担当事務所設置。
- 1914年(T3) 大日本帝国陸地測量部発行の5万分の1地形図野辺地十号(共七面)では、ぼんてん山に三角点の印がある。三等三角点の標石がすでに設置されている。
- 1924年(T13) 帝室林野局に改称。小林区署は、営林署と改称。青森営林局三本木営林署と改称。
- 1947年(S22) 戦後国有財産になり、国有林と統合され、林野局に移管される。
- 1999年(H11)3月1日 組織再編により三八上北森林管理署と改称し、野辺地営林署を野辺地事務所に、三戸営林署を三戸事務所に改組。
- 2001年(H13)年8月1日 組織の再編により野辺地事務所及び横浜森林管理センターの一部を統合し、三八上北森林管理署及び三戸事務所に再編。
- 2004年(H16)年3月31日 組織さん編により三戸事務所を統合。

現在、御料局の標石は、林野庁森林管理局の所管となる。

御料局三角点は現在も、北海道から三重県まで残されている。

※東北森林管理局 HP より一部引用



二又林道沿いのキイチゴ 6月

青森県と六ヶ所村の三角点

1 一等三角点と青森県

一等三角点は全国に 973 点ある。一等三角点には本点、補点、基線の 3 種類ある。青森県内の本点は桑畑山、大作山、四ツ滝山、水ヶ沢山、白神岳、岩木山、八甲田大岳、名久井岳、階上岳、石川台、高山、池ノ平の 12 カ所。そのうち登山対象となるのは高山と池ノ平を除く十カ所で、大作山だけに登山道がついていない。

一等三角点の補点(約 25 キロメートル間隔)は燧岳、丸屋形岳、大倉岳、東岳、柘形山、馬ノ神山、釜臥山、吹越烏帽子、矢捨山、三ツ岳など 12 カ所、基線は烏帽子岳、八幡岳など 6 カ所。青森県内で最初に三角点が設置されたのは 1897(明治 30)年の階上岳である。



※国土地理院地図より引用 (一部加筆)

2 六ヶ所村の三角点 (二等と三等があり、四等三角点は無し)

(1)月山 419.2m:月山山頂部に、月山大権現の奥の院の 10m裏に二等三角点がある。



月山大権現の奥の院



二等三角点

(2)御宿山(おつくしやま)498m:山頂に林野庁の主三角点がある。

※主三角点:農商務省山林局が、国有林の境界を決めたり面積

を求めたりするのに、設置された三角点が「主三角点」「次三角点」

「補点」である。この三角点は、後に陸地測量部の三角点に置き換

えられたりしたが、今でもそのまま残っていたりもする。



御宿山主三角点

(3)前ぼんてん山 153.3m:三角点なし。

(地図上では標記されているが?)

(4)ぼんてん山 468.8m:三等三角点。



ぼんてん山三等三角点

(5)バジャ山(石川) 515.34m:三等三角点。